

嘉手納町介護予防・日常生活支援総合事業
一般介護予防事業「元気アップ塾」仕様書

1. 事業目的

活動性や生活機能が低下して要介護状態となる恐れの高い高齢者に対して、日常生活を維持・改善するために必要な運動器の機能向上プログラム等を行い、要介護状態の発生をできる限り防ぐことを目的とする

2. 事業対象者

町内に住所を有する70歳以上の者で、次のいずれかに該当する者

- ① 基本チェックリスト該当者
- ② 基本チェックリストには該当しないが、生活機能の低下が認められ、本プログラムに参加する事によりADL、IADLの改善、閉じこもり予防が見込まれる者

3. 実施場所

嘉手納町ロータリープラザ1階 シルバー支援センター

4. 開催期間

令和2年6月～令和3年3月

5. 委託事業概要

①実施回数及び事業時間

- ・週3回（実施曜日に関しては、町と協議の上に決定をする）
14時00分～15時00分
- ・1教室15回×3教室×2期(前期・後期) 計90回
- ・1回あたりの事業時間は1時間00分（教室前後の健康チェック等を含む）

②利用人数

- ・運動強度の強いクラス 10名×2教室
- ・運動強度の弱いクラス 10名×1教室 計30名

③実施内容

- ・事前事後アセスメント
体力測定（開眼片足立ち・握力・Timed Up&Go Test・CS30）
- ・毎回の教室時に血圧測定及び体調確認の実施
- ・毎回の教室時に運動器の機能向上プログラムの実施
- ・各期において認知症予防、口腔機能向上、高齢期の栄養、高齢期の心身の変化や疾病の予防に関する内容を取り入れる
- ・利用者が継続して健康づくりが行えるよう、自宅でもできる運動等（認知症予防、口腔プログラムを含む）の紹介等の実施

④評価（初回及び終了時）

- ・体力測定による評価（開眼片足立ち・握力・Timed Up&Go Test・CS30）
- ・体力測定結果及び問診等による個別評価
- ・評価結果に応じて、本人の体力に適した介護予防教室の利用について助言も行う

⑤参加費用

利用については、無料とする

⑥送迎

希望者には対象者宅までの送迎を実施する

⑦人員体制

健康運動指導士等（理学療法士、介護予防運動指導員等の運動器の機能向上プログラムの実施が可能な資格を有する者）1人、その他補助員2人、看護師1人、プログラムの内容により栄養士等

⑧補助員

ア) 嘉手納町が養成した介護予防サポーターを補助員とし、各教室補助員を2人配置する

イ) 補助員の配置、調整、及び報酬支払事務等を行う

ウ) 介護予防サポーター報酬を1回1,500円（所得税：国税庁の源泉徴収税額取扱いに準ずる）とし、委託費の中から報酬の支払をおこなう

6. 安全管理

事業が安全に行われるよう、事故防止のため十分な注意を払うとともに、緊急時にも対応できるように体制を整備すること

7. 傷害保険

事業実施者において加入すること

8. 個人情報の保護

①業務の遂行にあたり、嘉手納町個人情報保護条例（平成14年条例第25号）に従い、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のための措置を図ること

②業務に従事している者及び従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない

9. 実施報告

受託事業者は、評価を含めた実施報告書を前期及び後期終了後に提出すること

10. 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託料請求書が適法なものであるときには、委託料請求日から30日以内に支払うものとする

1 1. 契約期間は、契約締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする

1 2. その他

この仕様書に定めのない事項等、疑義が生じたときは、誠意をもって協議を行い、定めるものとする